

島原地域広域市町村圏組合地域包括支援センター運営協議会設置要綱

平成17年11月17日告示第12号

改正 平成24年3月27日告示第4号 平成26年3月31日告示第15号

平成26年7月3日告示第28号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の適切な運営、公平・中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営を図るため、島原地域広域市町村圏組合地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）の設置に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること。
 - イ センターの担当する圏域の設定
 - ロ センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の委託先法人の選定又はセンターの業務の委託先法人の変更
 - ハ センターの業務の委託先法人の予防給付に係る事業の実施
 - ニ センターが指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定
 - ホ その他協議会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項
- (2) 法第115条の47第1項により、委託先法人に示すこととされているセンターの行う業務に係る方針（以下「運営方針」という。）に関すること。
 - イ 島原地域広域市町村圏組合（以下「本組合」という。）の地域包括ケアシステムの構築方針
 - ロ 区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針
 - ハ 介護事業者・医療機関・民生委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク（地域社会との連携及び専門職との連携）構築の方針
 - ニ 介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針
 - ホ 本組合及び本組合を構成する島原市、雲仙市及び南島原市（以下「構成市」という。）との連携方針
 - へ 公正・中立性確保のための方針
 - ト その他地域の実情に応じて、協議会が必要であると判断した方針
- (3) センターの運営に関し、協議会は、毎年度、センターより次に掲げる書類の提出を受けるものとする。
 - イ 当該年度の事業計画書及び収支予算書

- ロ 前年度の事業報告書及び収支決算書
 - ハ その他運営協議会が必要と認める書類
- (4) センターの運営に関し、協議会は、運営方針に基づいて、事業が適切に実施されているかどうか、必要な基準を作成した上で、定期的に又は必要な時に事業内容等を評価するものとする。その際には、前年度の事業報告書及び収支決算書によるほか、次に掲げる点を勘案するものとする。
- イ センターが作成する介護予防サービス計画において、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏っていないか
 - ロ センターにおける介護予防サービス計画の作成の過程において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘因していないか
 - ハ 要介護者への指定居宅介護支援事業所の紹介を公正・中立に行っているか
 - ニ 介護予防支援の委託先が、正当な理由なく特定の指定居宅介護支援事業所に偏っていないか
 - ホ 介護予防支援を指定居宅介護支援事業所に委託するにあたり、委託先の業務に支障のない範囲で委託しているか
 - ヘ 事業計画の進捗状況はどうか
 - ト 地域連携の仕組みづくりが適切に実施されているか
 - チ 介護支援専門員への支援が適切に実施されているか
 - リ 高齢者虐待対応や権利擁護対応について、市町村と連携して適切な対応が取れているか
 - ヌ 本組合及び構成市はセンターに対して適切な支援を実施しているか
 - ル その他運営協議会が地域の実情に応じて必要と判断した事項
- (5) センターの職員の確保に関すること。
- (6) その他の地域包括ケアに関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者の中から島原地域広域市町村圏組合管理者（以下「管理者」という。）が委嘱する。

- (1) 地域医療関係者
- (2) 福祉関係者
- (3) 被保険者代表者

2 管理者は、委員に欠員が生じたときは、速やかに委員を委嘱するものとする。

3 本条第1項第3号の被保険者の代表者は、第1号被保険者及び第2号被保険者とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、第1期目に限りその任期を平成21年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 協議会の会議は、管理者が招集する。

(意見の聴取等)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第8条 協議会に専門的事項を分掌するために専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 専門部会の運営については、会長が定めるところによる。

(謝礼金)

第9条 委員会又は前条の専門部会の会議に出席した委員に対しては、その出席の都度、予算の定めるところにより謝礼金を支払う。

(費用弁償)

第10条 委員会又は第8条の専門部会の委員が、職務を行うために要する旅費を弁償する。

2 前項に基づく委員の旅費額は、島原地域広域市町村圏組合旅費支給条例（昭和46年島原地域広域市町村圏組合条例第12号）の規定に基づくものとする。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、介護保険課において処理する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月27日告示第4号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日告示第15号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年7月3日告示第28号）

この要綱は、公布の日から施行する。